

第27章. 運用及び制度に関する規定章

1. 運用及び制度に関する規定章の概要

TPP協定の実施、運用等に関する問題の検討等を行う環太平洋パートナーシップ（TPP）委員会の設置及びその任務、TPP委員会及び本協定によって設置される補助機関における意思決定の方式、TPP委員会の手続規則、締約国間の連絡を円滑にするための連絡部局の指定、本協定に基づく義務に関する経過期間を有する締約国による義務の実施に向けての進捗状況についての報告等について規定。

2. 主要条文の概要

○ TPP委員会の設置（第27. 1条）

締約国は、大臣又は上級職員のレベルで会合するTPP委員会を設置すること等を規定。

○ TPP委員会の任務（第27. 2条）

TPP委員会は、本協定の実施又は運用に関する問題を検討すること、本協定の効力発生から3年以内に締約国間の経済上の関係及び連携を見直すこと、本協定の改正又は修正の提案を検討すること、本協定の解釈又は適用について生ずることのある紛争等の解決に努めることができること等を規定。

○ 意思決定（第27. 3条）

TPP委員会及び本協定によって設置される全ての補助機関は、本協定に別段の定めがある場合等を除くほか、全ての決定をコンセンサス方式によって行うこと等を規定。

○ TPP委員会の手続規則（第27. 4条）

TPP委員会は、本協定の効力発生から一年以内に会合し、その後は締約国が決定する場合に会合すること、本委員会及び本協定によって設置される全ての補助機関は、その活動の実施のための手続規則を定めることができること等を規定。

○ 連絡部局（第27. 5条）

各締約国は、TPP協定の対象となる事項に関する締約国間の連絡を円滑に

するための総合的な連絡部局を指定すること等を規定。

○経過措置に関する進捗状況の報告（第27.7条）

本協定に基づく義務に関する経過期間を有する締約国は、ＴＰＰ委員会の通常会合において、義務の実施のための自国の計画及び当該実施に向けての進捗状況について報告すること等を規定。